

## 法人類学の一側面：サイモン・ロバーツ『秩序と紛争』に関連して

宮崎，幹朗  
香川大学教育学部

<https://doi.org/10.15017/2235346>

---

出版情報：九州人類学会報. 11/12, pp.41-44, 1984-06-01. Kyushu Anthropological Association  
バージョン：  
権利関係：

# 法人類学の一側面

——サイモン・ロバーツ『秩序と紛争』に関連して——

宮崎幹朗

未開社会のような小規模社会における法、慣習、宗教などの社会規範に関する研究は、近時「法人類学」と呼ばれる領域を作ってきた。

「法人類学」は未開法研究として始められ、メーンの『古代法』に代表されるような進化論的傾向の影響下のもとに、社会の進化と法の発達を体系化するものであった。しかし、これらの推論の多くは実際の未開社会の実態にはほとんど無知のままに展開されたものであったといわれている。

19世紀末以降、未開法の研究のためには実際に現地を訪れて資料を集める以外に方法がないことが確認されるようになった。そのような中で、マリノウスキーはトロブリアンド島で詳細な調査をおこない、その結果を刊行した。これにより、「法人類学」は新たな展開をはたした。F.G.スナイダーによれば、このマリノウスキーの現地調査と機能の重視、およびルウェリンとホーベルの「紛争事例研究法」の提唱によって、その後の研究方向が決定された。この時期を、法人類学研究史の第一期とし、法人類学の基礎確立期と呼ぶ（北構1983-84参照）。この時期の研究の多くは西欧近代の法思想・観念に依拠し、それとの対比の上で未開社会における法の存否、その特質を明らかにしようとするものであった。

未開社会の法を分析するにあたり、法の概念をどうするかについて、ラドクリフ・ブラウンとマリノウスキーの間に論争が生じたのもこの時期の特徴であるといえる。マリノウスキーは権利・義務関係に着目して「法」概念をとらえようとし、これに対して、ラドクリフ・ブラウンは西欧的法概念、とりわけロスコ・パウンドの法概念を採用し、サンクションに着目し、組織化された紛争処理機関がおこなう否定的サンクションが課す規範を法とした。比較的多くの研究者はこのうちサンクションに着目して「法」と他の社会規範を区別していこうとするグループに属している。ナデル、ホーベル、ボハナン、ポスピシルらがそうである（奥山1981がこの問題を詳しく説明している）。

しかし、1960年頃から、通文化的に妥当する「法」概念を求めることはきわめて困難であり、また西欧で「法」と呼ばれている体系が非西欧民族の社会においてはそのままの形、あるいは類似した形では存在していないためたいていの未開社会には「法」が存在しないことになってしまうと指摘されるようになってきた（北構1982a参照）。これは、グラックマンと個別的文化の理解を主張するボハナンとの間の「記述と比較をめぐる論争」にも影響されているといえる。（これについては河合1979参照）。この結果、なおかつ通文化的「法」定義を試みようとするポスピシルらに対し、法の普遍的概念を求めず、紛争処理方式に注目し、紛争理論の一般理論を構築しようとするグループが顕著になってきた（ポスピシルの理論については北構1982a参照）。

これらの研究の傾向は、「法中心」研究から「秩序と紛争」研究（ロバーツ1979参照）へと関心が移行したことにある。法の定義の問題は自文化中心的な傾向を不可避的におびるものであり、無意味なものとして切り捨てられ、どのような社会にも不可避的に生じる紛争とその解決および処理の過程や制度を研究の課題とするという特徴をもつ。スナイダーは1965年頃から現在に至るまでのこの研究傾向に代表される期間を法人類学研究史の第二期と呼んでいる。この立場を代表するのは、ネイダー、

ガリヴァー、コッホ、エイベルらであり、サイモン・ロバーツもまたそうである。

ロバーツは1941年生まれのロンドン大学法学部教授であり、法人類学者である。彼はその著書『秩序と紛争—法人類学入門』（1979）において、近代西欧型の「法」概念に理論的根拠をおく「法中心」研究を強く批判し、「法」よりも広い社会秩序の問題を扱う「秩序と紛争」研究と彼自身が呼ぶ第二期を特徴づける立場を展開している（本書の内容については、北構1982bが適切に紹介している）。ロバーツの基本的な理論枠組は次のようにいえるであろう。西欧社会の「法」概念は特殊西欧的な法体系に依拠するものであり、従来から法人類学が主として研究の対象としてきた非西欧社会の体系を理解し、通文化的研究をおこなうには適切でなく、いかなる社会にも見い出される一定の秩序と規則、およびいかなる社会にも不可避免的に生じる紛争を新たな枠組みとすべきであるというものである。ここで、人々の相互行為に規則性と連続性を与える秩序づけのメカニズムと紛争が発生した場合にこれを処理し秩序を回復させるメカニズムを考察するという広範な枠組みが提唱される（1章～4章）。このような考えに基づいて、5章から8章において、さまざまな社会によって紛争処理の様相が異なることを考察する。生業形態の違いから、採集狩猟を主とする社会と定住的社会における紛争を、つづいて政治的組織の有無に注目し、「中央集権的な統治組織」を有する社会とそうでない社会における紛争処理を取り扱う。9章および10章ではそれぞれの社会における紛争処理様相の異なる原因を考察し、政治的条件や生業的条件が重要なのではなく、社会の価値体系を考慮する必要性と、規則による紛争処理と権力の行使という二つの要素の関連を考慮する必要性を示唆する。最終章の11章では法人類学研究史を概観する。ここでも、ロバーツは「法中心」研究と「秩序と紛争」研究という二つの流れを対比し、マリノウスキーによって基礎づけられたとする後者の立場に立って、新たな研究の方向を指摘するのである。

このようなロバーツの立場に対してはさまざまな議論が考えられる。たとえば、はたして、「法人類学」と呼びうるのかという疑問も当然に生じるし、取り扱う領域があまりにも広くなるという問題点もある。しかし、結局、「法」というものを抽出しようとしてもできないような民族あるいは社会を調査・研究する場合の方法として、紛争処理方式に着目する立場が重要な意味を持ちえたといえるのではないか。

最後に、再びスナイダーの法人類学研究史に戻る。スナイダーは第三期として1970年代中頃から登場してきた新しい研究の傾向を指摘している。研究主題として、再び「法」に対する関心が復活して、先進資本主義社会の法システムへの関心が強まっていることが特徴であるという（北構1983-84参照）。このような法人類学研究の動向の中で、ロバーツの「秩序と紛争」研究がどのようにとらえられるべきかを考えねばならない。ことに、第三期の主要なテーマの一つであると言われる「法多元主義」との関連はどうか（北構1982bはこの点を指摘している）。したがってまた、この点からは「法中心」研究者の一人であるポスピシルの理論をどう評価するのか、という問題が残されることになる。

また、同様に紛争処理方式に注目するグループに属する研究者でも、具体的な問題を考える際には一致しているとはいえない状況である（北構1982b参照）。この点をどのように考えるのか。その上で、紛争理論の一般理論がどう構築されるのか。まだ多くの課題をかかえているといえる。

## 参考文献

- 千葉正士 1969 『現代法人類学』（北望社）  
1974 編訳『法人類学入門』（弘文堂）

- 1980 『法と紛争』(三省堂)
- 河合利光 1979 「法の民族誌」法社会学31号『法社会学の課題』(有斐閣)
- 北構太郎 1982 a 「人類学における社会規範と紛争の理論」早大法研論集25号
- 1982 b 「ロバーツ『秩序と紛争—法人類学入門』(世界の法社会学)」法律時報  
54巻11号
- 1983~4 「法人類学の課題(一)(二)(世界の法社会学)」法律時報55巻  
11号、56巻1号
- 奥山甚一 1981 「法人類学における法概念」東京都立大学法学会雑誌22巻1号
- 有地 亨 1962 「B. マリノウスキーの法理論の再評価」法政研究28巻4号
- B. K. Maliowski  
1926 Crime and Custom in savage society (青山道夫訳『未開社会にお  
ける犯罪と慣習』新泉社1967)
- A. R. Radcliffe-Brown  
1933 "Primitive Law" in Encyclopaedia of Social  
Science (邦訳・千葉1974所収)
- 1952 Structure and Function in Primitive Society (青柳まち  
子訳『未開社会における構造と機能』新泉社1975)
- K. N. Llewellyn and E. A. Hoebel  
1941 The Cheyenne Way, Norman: Oklahoma Univ. Press  
(一部訳・千葉1974所収)
- E. A. Hoebel  
1954 The Law of Primitive Man, Cambridge, Mass.: Harvard  
Univ. Press (一部訳・千葉1974所収)
- M. Gluckman  
1955 The Judicial Process among the Barotse of Northern  
Rhodesia, Manchester: Manchester Univ. Press  
(一部訳・千葉1974所収)
- P. J. Bohannan  
1963 Social Anthropology, New York: Holt, Rinehart and  
Winston (一部訳・千葉1974所収)
- L. Pospisil  
1958 Kapauku Papuans and Their Law, New Haven: Human  
Relations Area Files (一部訳・千葉1974所収)
- L. Nader  
1969 Ed., Law in Culture and Society, Chicago: Aldine.
- P. H. Gulliver  
1969 "Case Studies of Law in Non-Western Societies",

Nader (Ed.) 1969.

K. F. Koch

1969 "Law and Anthropology", Law & Society Review Vol. 4, No. 1

R. L. Abel

1973 "A Comparative Theory of Dispute Institution in Society", Law & Society Review Vol. 18, No. 2.

S. Roberts

1979 Order and Dispute, London: Penguin Books  
(千葉正士監訳『秩序と紛争』西田書店1982)

S. F. Moore

1978 Law as Process, London: Routledge & Kegan Paul.

F. G. Snyder

1981 "Anthropology, Dispute Process and Law". British  
Journal of Law and Society Vol. 8, No. 2.